

## 北方領土返還要求運動富山県民会議規約

昭和57年1月20日 制定  
平成15年7月14日 改正  
平成17年7月27日 改正

(名称)

第1条 本会は、北方領土返還要求運動富山県民会議という。

(構成)

第2条 本会は、北方領土返還運動の趣旨に賛同する団体等をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、わが国固有の領土である北方領土の返還の実現を図るため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北方領土返還運動に関して随時連絡協議し、各種の情報、資料などの交換を行う。
- (2) 必要に応じて、返還運動の協力連携を図り、啓発キャラバン、署名、陳情、請願運動など、返還を促進するための活動を行う。
- (3) 参加団体の協力を得て県民大会などを開催するほか、県内各地において研修会、講演会、地方集会などを開催する。
- (4) その他、目的達成のため、必要な事業を行う。

(総会)

第5条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 若干名

2 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代行する。

4 会長は、理事の中から1名を事務局長に任命する。

(役員を選任)

第7条 本会の役員を選任は、総会において行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員会)

第9条 役員会は会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、会長がこれを招集する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため、事務局を会長所在地内に置く。

2 事務局に事務局次長及び事務局員を置くことができる。

(経費)

第12条 本会の経費は補助金及び交付金等をもってあてる。

2 負担金の徴収及び方法等については、総会で定める。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第14条 この規約に定める以外の事項は、役員会においてこれを定める。

附 則

この規約は、昭和57年1月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年7月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年7月27日から施行する。